

国民年金の免除制度をご存知ですか？

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請手続きによって保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

①免除（全額免除・一部免除）

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、申請手続きにより、保険料の納付が全額免除または半額免除などの一部納付となります。なお、一部免除については、一部納付額が未納の場合、全額未納と同じになります。

◆免除の対象となる所得基準の「めやす」

世帯構成	全額免除	一 部 免 除		
		3/4免除	半額免除	1/4免除
4人世帯 (夫婦、子ども2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

②若年者納付猶予申請

30歳未満の人で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に申請することで期限が延長されます、保険料の納付が猶予されます。

所得基準は、全額免除と同基準となります。

③学生納付特例申請

学生で、本人の前年所得が一定額以下の場合に申請することで、保険料の納付期限が延長されます。

所得基準は上図の半額納付と同基準となります。

※退職者、震災・風水害等の被災者の方は、所得に関係なく該当する場合がありますので、ご相談下さい。

※①～③の期間は、老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格をみる場合に必要な期間に算入されますが、保険料を全額納付したときに比べ、受け取る年金額が少なくなります。

※将来満額の老齢基礎年金を受けるために、①～③の期間は10年以内（例：平成22年4月分は平成32年4月末まで）であれば、あとから保険料を納付すること（追納）が出来るようになっています。

※保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、早めの追納をお勧めします。

保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金を受け取ることが出来なくなったり、いざというときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることが出来ない場合があります。

必ず保険料を納めるか、納めることが難しい人は①～③の申請をしましょう。

問い合わせ先 本 庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 住民係 ☎0968・34・3111(内線752)

国民健康保険
退職者医療
制度について



国保から

○退職者医療制度とは：

長い間、会社や役所などに勤め、厚生年金保険や共済組合、船員保険などから年金を受けられる人が、退職して国民健康保険に加入した場合は、本人とその被扶養者（家族）は「退職者医療制度」の対象となります。

窓口での負担割合は3割（義務教育就学前は2割）です。

○対象者

それぞれの条件にすべて当てはまる人が対象となります。

退職被保険者

①国保に加入している（またはこれから加入する）人、65歳未満の人。

②厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられ、その加入期間の合計が20年以上、

もしくは40歳以降10年以上ある人。

乗用装置のあるトラクター・コンバイン・田植え機 など(農耕用の小型特殊自動車)をお持ちの人へ

乗用装置のある トラクター、コンバイン、田植え機などは

軽自動車税が課税されます。(申告必要)

所有

軽自動車税の申告をしてナンバープレートの交付を受けて下さい

Q&A

Q1 田んぼや畑でしか使用しない(公道を走らない)のに、ナンバープレートを付けなければならないの？

A1 軽自動車税は**所有していることに基づいて課税されます**。公道を走行しなくても所有している場合は、必ず申告をしてください。

Q2 農耕用の小型特殊自動車には、どんな車両があるの？

A2 農耕トラクター、農業用薬剤散布車、刈取り脱穀作業車(コンバイン)、田植え機等で乗用装置のあるもの
最高速度が**35Km/h未満**のもの
(※制限速度はありません)

Q3 申告するには何が必要？申告窓口は？

A3 ①販売店からの購入の場合…
所有者の印鑑、届出者の印鑑、販売証明書(販売店の押印、車台番号、メーカー名等の記載のあるもの)

②譲り受けの場合…
譲り受けた場合は、**和水町役場税務住民課**までお問合せください。

Q4 小型特殊自動車の税率は、いくらですか？

A4 農耕作業用(トラクター、コンバイン、田植え機等) …**年間1,600円**
※農業所得の収支計算上、納付された税額が必要 経費と認められます。
※購入金額は、減価償却費として経費に計上する ことができます。

問い合わせ先 本 庁 税務住民課 町民税係 ☎0968-86-5723
総合支所 住民課 税務係 ☎0968-34-3111(内線754)

問い合わせ先
本 庁 税務住民課
国保年金係
☎0968-86-5723
総合支所 住民課 住民係
☎0968-34-3111
(内線752)

○届出に必要なもの
・年金証書
・印鑑(認印でもよい。)
・国民健康保険証(国民健康保険に加入している場合)

※必ず届出をお願いします！
老齢年金や退職年金などの受給の手続き後、年金証書を受け取ったら、**14日以内**に届出をお願いします。国民健康保険の加入時に、上記の対象に該当している場合は、届出をお願いします。

退職被扶養者
①退職被保険者と生活をともにし、おもに退職被保険者の収入によって生計を維持している人。
②退職被保険者の3親等以内の親族。
③国保に加入している(またはこれから加入する)人で、65歳未満の人。
④年間の収入が130万円(60歳以上、または障がい者の場合は年収180万円)未満の人。